



ウォーターランド通信

■問合せ ウォーターランド南条 ☎ 47-3711

ウォーターランド南条

検索

★春の新規入会キャンペーン実施中!

期間限定、選べる割引パック

◆5月7日(火)までにお申し込みの方の特典!!

入会金・年会費は無料です。

◎タイム会員の利用時間

・モーニングタイム会員 営業開始から午後1時まで

・デイタイム会員 午後1時から午後4時まで

・ナイトタイム会員 午後4時から営業終了時まで

◎3か月分一括払い 通常11,340円を9,900円

◎3か月分一括払い 通常19,440円を17,100円

★新教室がスタートします。(敬称略)

【ベビ योग】 新講師 勝見 愛

ママの手があればどこでも気軽にできる!

【ピラティス】 講師 下道 晶

男性にもおすすめ!体幹を鍛えて身も心も美しく変える!

【体幹トレーニング】 講師 下道 晶

理想の体を手に入れる!

【顔ヨガ&チエアヨガ】 講師 羽鳥 美奈

笑顔の魅力アップ&背骨まっすぐ!

【やさしいバレトン・ピラティス】は新しい講師 高松 真葵

に変わります。

★4月・5月 営業日・利用時間のご案内

月曜日 午後1時~午後8時30分(閉館午後9時)

火~金曜日 午前10時~午後8時30分(閉館午後9時)

土曜・祝日 午前10時~午後5時30分(閉館午後6時)

日曜日 休館

※ゴールデンウィーク4月29日(月・祝)~5月5日(日・祝)は

午前10時~午後5時30分(閉館午後6時)の営業となります。

☆詳しくは、ウォーターランド南条へお問合せください。

皆様のお越しをお待ちしております。

年金のお知らせ

■問合せ

町民税務課

TEL 47-8015

ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165

今年4月から、産前産後期間の国民年金保険料が免除となる制度が始まります

国民年金第1号被保険者が出産を行う際、届出を行うと出産前後の一定期間について国民年金保険料が免除されます。この制度による保険料の免除期間は、将来、被保険者の年金を計算する際は保険料を納めた期間として扱われます。

●国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から起算して、4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から起算して、6か月間の国民年金保険料が免除されます。

●対象となる出産の範囲

妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)

●対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出方法

役場町民税務課・各事務所にて出産予定日の6か月前から届出可能です。

※ただし、届出ができるのは今年4月からです。

〈必要書類〉

- ・母子手帳等出産予定日が分かるもの ※出産後に届出を行う場合は原則不要
- ・基礎年金番号または個人番号(マイナンバー)が分かるもの
- ・印鑑

被保険者と子が別世帯の場合や、死産等の場合、別途証明書類が必要となりますので、お問合せください。